

被扶養者現況届

この現況届は、認定対象者1名につき1枚作成してください。

記号	番号	被保険者(本人) 氏名
100	9999	健保 太郎

この現況届は、健康保険法に「主として被保険者により生計を維持するもの」と定められることに基づき、健康保険被扶養者(異動)届の確認資料として提出するものです。
ご記入いただいた個人情報は、扶養の手続きのみに利用させていただきます。

認定を申請する被扶養者(認定対象者)			
氏名	性別	続柄	生年月日
健保 花子	男・女	妻	昭和 60 年 * 月 * 日(39 歳)
「続柄」が妻の場合、連絡先(自宅・携帯) — — ⑮へ			
認定対象者は、今は (該当に○印)			
① 無職 2. 就労不能(⑤⑥) 3. 幼児～高校生 4. 学生(年 月卒業予定) ④ 5. 就業(パートやアルバイト勤務) 6. 不就労だが収入あり			

認定対象者のこれまでの状況	
上記の認定対象者の現況 3、4以外の申請者は、下記内容に該当する項目を全て記入してください。	
この届前の職業または勤務先名称	(勤務先名など ○×例)
在職時に加入していた医療保険(○印) (その名称または支部名を記入)	健保組合、協会けんぽ、共済組合、国民健康保険、その他 (名称など ○×健康保険組合)
退職(または廃業)年月日	令和 6 年 9 月 20 日 退職(または廃業) ⑦
現在加入している医療保険はどれですか (該当に○印をつけてください)	1. 国民健康保険 2. 任意継続 (健保組合、協会けんぽ、共済組合、その他) 3. 家族の健康保険の被扶養者 ④ 未加入 (いつから未加入ですか 令和 6 年 9 月 21 日)
2. の「任意継続」に加入中の方は、保険料を何月分まで納めていますか	令和 年 月分まで納付済 ⑧
雇用保険(失業給付)の受給について (該当に○印)	1. 受給しない ② 申請予定 3. 申請中 4. 受給中 ⑨ 5. 受給延長(理由に○印) (妊娠・出産・育児・疾病・負傷・看護) 6. 受給終了 ⑨ 7. 健保・年金は喪失したが、雇用保険は継続加入 ⑩ 8. 受給資格なし(雇用保険未加入) 9. 無職のため適用外
配偶者の有無について (該当に○印)	① あり 2. なし (1. 未婚 2. 死別 3. 離婚) ⑪
出産予定の有無について (該当に○印)	1. あり ⑫ (出産予定日: 令和 年 月 日) ② なし
傷病手当金の受給について (該当に○印)	① 受給しない 2. 受給中 3. 受給終了 ⑬ 4. 無職のため対象外

令和 6 年 月 日提出

認定対象者の今後見込まれる年間収入額について記入してください ③			
収入の種類及び必要書類		金額	
給与収入等 ○「雇用契約書の写し」または 直近の「給与明細3ヶ月分の写し」 ※給与・賞与・交通費の額が分かるもの	パート、アルバイト	月額	0 円
	フリーター等の収入	賞与	0 円
	(交通費は月額に含む)	年収	0 円
	配当・利子	年間	0 円
年金・恩給等 ○年金・恩給改定通知書の写し、 または最新の振込通知書の写し ○これから受給する方および59歳以上の方は 年金見込み額回答票の写し または「ねんきん定期便」の写し	老齢基礎・厚生年金	年間	0 円
	遺族年金	年間	0 円
	障害年金	年間	0 円
	厚生年金基金	年間	0 円
	企業年金基金、共済年金	年間	0 円
事業所得等 ○確定申告書の写し	恩給、その他の年金	年間	0 円
	自営業	年間	円
	農業、不動産、その他	年間	円
合計金額			0 円

○別居の場合どのくらい送金していますか。 ⑭ (年間) 円 送金年額/(認定対象者の年収+送金年額) = %

<必要書類>認定対象者全員 ①所得証明書(認定対象者の年齢が18歳未満の場合は不要です)・・・市町村役場 ・収入金額の表示があるもの(収入がない場合は0<ゼロ>円と表示されていること) ②住民票(世帯全員分・続柄明記のもの)

- <認定対象者が子の場合>
両親の収入比較が必要なため、配偶者を扶養しない場合は配偶者の直近の「源泉徴収票の写し」
- <収入がある場合>
③今後見込まれる収入がある場合、それぞれ証明できる書類を添付してください。
- <就労できない状態の場合>
④学生・予備校生の場合、「在学証明書」または「有効期限のある学生証の写し」
⑤障害者の場合、「障害者手帳の写し」
⑥療養のため就労できない場合、その旨の診断書
- <退職・雇用保険(失業給付)の受給など>
⑦退職した場合、「離職票の写し」「退職証明書」など退職日の確認できる書類
⑧任意継続加入の場合「任意継続保険資格喪失証明書」
⑨受給の場合「受給資格者証の写し」※終了の場合は終了日記載のあるもの
⑩事業主が発行する「社会保険(厚生年金・健康保険)資格喪失証明書」
- <配偶者と死別および離婚の場合>
⑪戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
- <出産予定「1・あり」の方の場合>
⑫事業主または健保組合が発行する「健康保険資格喪失証明書」
- <傷病手当金受給の場合>
⑬受給終了したことが分かる書類
- <別居の場合>
⑭送金額が証明できる書類の写し(直近連続6ヵ月以上)
- <認定対象者が妻の場合>
⑮収入などに関して直接お聞きすることがありますのでご承知おください。

～お願い～
添付書類は、最低限必要な書類のみを掲載しています。そのため、この掲載書類のみでは状況証明ができない場合は、これ以外の書類が必要なケースがありますので、予めご理解願います。